

労働法制改悪 NO!
学習決起集会

日時: 7 月 1 日 (月)
18:30~
場所: 千葉市文化センター 9 F

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.jp/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第 259 号 URL 版 2013 年 6 月 30 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043(221)0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

参議院選挙ここが大事

憲法改悪阻止・労働者の権利を守ろう

第 23 回参議院議員選挙は、7 月 4 日公示、7 月 21 日投開票で行われます。安倍首相はアベノミクスという経済対策のもと、あらゆる労働法制の改悪を進めようとしています。またいまだに福島原発事故の収束がされていないのに、原発の再稼働と輸出を「成長戦略」に位置づけています。一部の大企業や大金持ちばかり優遇し、国民の声に耳を傾けない自公政権にキッパリと審判を下し、革新政党の議席を伸ばすことが求められています。



最賃千円・原発ゼロ実現

5 月 28 日、東京霞ヶ関を中心に第一次最賃デー中央行動が取り組まれました。

厚生労働省前で「労働法制と生活保護の改悪反対! 全国一律最低賃金時給 1000 円以上の実現、公務員賃金改善」を掲げてアピール。

デフレ脱却には賃上げが必要であるという世論が広がっていることへの確信を共有しました。

6 月 2 日、原発ゼロをめざす中央集会在明治公園で行われ、全国から

1 万 8 0 0 0 人が集まりました。

原発ゼロは圧倒的多数の国民の意思。日本から原発をなくす出発点にする決意を示しました。

首都圏反原発連合、百万人アクションと合流した国会前行動は、6 万人に膨れ上がりました。

主権者として選挙権行使を

私たちの要求に背を向けた安倍政権ノー。

裏切りを重ねた政党も、世界に恥をさらした政党もノー。

私たちの要求と一致し、共に行動する政党を選択し、主権者としての権利を行使し、政治を変えましょう。

憲法「改正」何が問題？

自由法曹団青年弁護士に聞きました

安倍首相誕生で、ますます強まっている憲法「改正」の狙いと問題点について、2人の若手弁護士(千葉中央法律事務所・島貫美穂子さん、房総法律事務所・船澤弘行さん)から話をお伺いしました。

現在の憲法「改正」論議を聞いていて、弁護士としてどのように感じていますか？

船澤 未来の国民に向けて、全く責任を負っていない議論をしていると感じます。「押し付け憲法」との言い分もありますが、第二次世界大戦で多くの方々の犠牲の上に議論され成り立った憲法であるということが重要です。自民党の改憲案を見ると、そうして盛り込まれた基本的人権の尊重等の3原則を蔑(ないがしろ)にするもので、非常に問題を感じます。

島貫 今の憲法は、先の侵略戦争の反省から、国家の暴走や専制支配を制御する目的でつくられたものです。色々な議論はありますが、立憲主義の何たるかが抜けている議論が多いと感じます。

「まずは96条の改正を」との議論も盛んですが

島貫 日本国憲法の基本精神は、少数者の人権を守るというもの。発議要件を国会議員の「過半数」とすれば、少数者の権利を守れなくなり、憲法が憲法で無くなる危険性が高まります。そもそも、僅かな得票で多くの議席を占有してしまう小選挙区制度の下で、発議要件を過半数にするなど論外です。

船澤 他国に比べて、改正へのハードルが高すぎるとの議論もありますが、非常に一面的な主張だと感じます。一つには、憲法の構成形態や国の統治機構の違いなどがあり、単純には論じられないということ。もう一つは、改正された国は、国民が必要だと感じて、機運が高まり議論が熟したから改正に至ったということ。どうしても改正したいというのであれば、発議要件の緩和などという姑息な手段を使わず、現憲法の規定に基づいて、正々堂々と国民的議論を起こし、国民的合意を得ればいいことだと思います。

最後に一言お願いします

島貫 今の憲法に問題を感じるより、憲法に合致していないことの方が多いということに問題を感じます。憲法13条には「個人の尊重原理」が組み込まれていますが、達していない現実の方が多い。生活困窮者の2割しか生活保護をうけていないという現実も然りだと思います。憲法の基本は何なのか、もっと広める必要があると思うし、今は広めるチャンスでもあると思います。

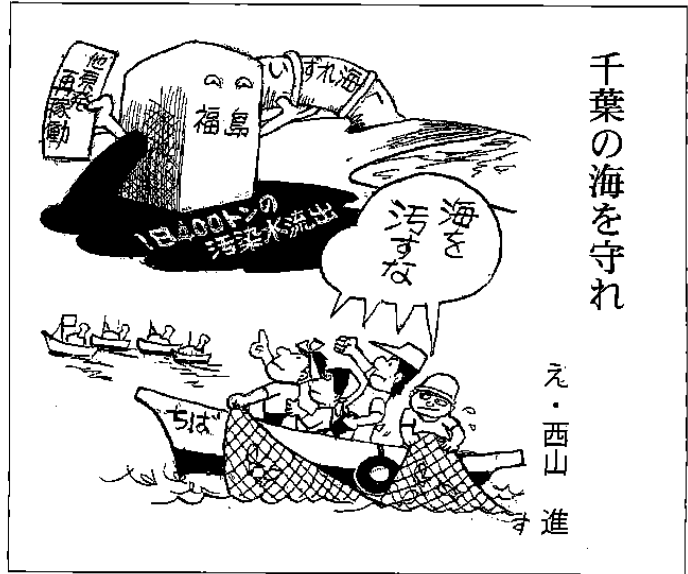
船澤 自民党の「改正」案では、憲法21条の「集会・結社・表現の自由」に対し、『公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない』とされています。時の政府が「秩序を害する」と判断すれば、様々な国民の自由が侵害されるということであり、物言えぬ社会に逆戻りしてしまう。今の憲法を社会の隅々にまで活かすことこそが重要です。



島貫美穂子弁護士(左)千葉中央法律事務所所属
船澤弘行弁護士(右)房総法律事務所所属

波濤

【右】を説明しろと言われたら、どうする?。「体を北にむけた時、東にあたるほうと答えるのが無難でしょうか...」言葉に対する並外れた才能を見込まれた青年が辞書編集部配属となり物語が始まる、昨年の本屋大賞を受賞した「舟を編む」の一場面。言葉の海に出て困難を乗り越えながら、目的地に辿りつくまでの歳月は実に 15 年。辞書づくりに情熱を傾ける人々のひたむきな姿を描くこの作品に「地道」の大切さを学ぶ。パソコンで検索すれば何でも答えが返ってくる昨今でもある。言葉に踊らされることなく、モノを見る目を養い、本質を見極めなければならない。自らの目でページをひらくことが必要なのだと。



【2面】

働く者の権利・尊厳を守ろう

6.14 JAL 労働者と連帯する集い

6月14日、千葉市文化センターで「不当解雇と闘う JAL 労働者と連帯する集い」が開催されました。JAL 原告団は 2010 年大晦日、165 名に対して不当解雇が行われ、職場復帰を求めて闘っています。会社の赤字経営を労働者に責任転嫁し、「年齢」と「病欠欠勤」を理由とした解雇を行った事件です。当時の JAL 稲盛会長が「解雇の必要はなかった」と発言していたのは有名な話で、安全より利益優先の経営姿勢で過去最高の営業利益を出しています。集会では寸劇により解雇当時の状況や、問題点を分かりやすく紹介し会場の笑いを誘いました。



働く者の権利を守る想いをひとつに

実行委員会を代表してあいさつした千葉労連 松本議長

は JAL 争議を「労働者の権利と、空を守るための大儀ある最前線の闘い」と紹介し、本質は命より利益優先の経営のため、労働組合を弱体化させるのが狙いであると批判しました。

その後弁護団の中丸泰明弁護士が高裁でのたたかいと展望について、解雇 4 要件を欠いていることに加え、不当労働行為であること、熟達した労働者の解雇は空の安全を守れず、航空産業の社会的相当性を欠いている、の 3 点を柱にすえ、広くは首切り自由な社会を許さないたたかいとして展開したいと述べました。

パイロット原告団の山口宏弥団長は「(B787の)事故調査は、(バッテリー不具合の)原因が特定されないまま運行再開に踏み切りました。この様な不安を残しての決定に疑問がある。乗客の立場で安全を守らなければならない。世論を味方に頑張る」と言い、集会については「連帯感が生まれ非常に良

かった」と感想を述べました。

客室乗務員原告団の内田妙子団長は、「高裁で地裁判決をひっくり返すために、精一杯がんばりたい」と訴えました。

最後に反失業共闘会議小柳敏明議長が行動提起を行い、国労千葉地本安田正浩副委員長の団結がんばろうに続き、全員合唱。420名が参加した連帯感あふれる画期的な共同集会を成功させました。

成果と課題浮き彫りに

自治体キャラバン行動

千葉労連は5月10日から16日にかけて、今回で7回目となる自治体キャラバンに取り組みました。毎回の懇談テーマである「臨時・非常勤職員の賃金・労働条件」や「自治体発注の公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金労働条件」に加え、政府による不当な地方公務員の7・8%賃金削減問題もテーマに据えました。

7・8%削減問題では、「財政が厳しく、すでに独自削減をしてきた。市長も地方の独自財源である交付税を国が勝手に動かす事には批判的（A市）」、「県が実施を決めたとはいえ、積極的にやる気はない。気持ちはみなさんと同じ。しかし数日間のうちに決めなければならない状況なので、すでにいろいろなシミュレーションを実施している（B市）」など、ほとんどの自治体の実施には否定的な考えを示した一方で、千葉県は懇談の席上で「事前に要請がなかったので答えられない」とまともな回答をしませんでした。参加者は訪問先の55県市町村で「賃下げを強行すれば、労働者全体の賃金が下がる。そうなったら消費が落ち込みますます景気が悪くなる。力を合わせて阻止するために共同しましょう」と訴えました。

臨時・非常勤職員の賃金・労働条件は財政が厳しいとしながらも、他の自治体や民間の動向を見て「引き上げた」または「引き上げる」と回答した自治体が多数ありました。また保育士と介護士に経験給を導入（C町）するなどの回答がありました。

自治体発注の公共工事や委託事業に従事する労働者の賃金・労働条件の改善では、4月に設計労務単価がアップしたが末端の人まで反映しているのかを確認し、そして野田市が制定した公契約条例を各自治体でも制定するよう求めました。

回答は「条例制定市を調査し、検証を進めている」「労働基準法・安全衛生法を遵守させているので条例化は検討していない。品質保持のための契約確保は努力している」「国が公契約法を実施すればよいのではないか」というものがほとんどでしたが「社会保険加入については確認をするようになった（D市）」、「建退共貼付は報告させて確認している（E町）」など、条件面で前進している自治体もありました。

労働相談1ヶ月 ～派遣労働～

派遣労働の問題と思われる相談がありましたので報告します。

3か月契約で行政経験者の多い企業に派遣、無遅刻・無欠勤で一生懸命働く。派遣元担当から、次日から1か月更新に変更と通告を受ける。不安に思い質問。担当は、さんは真面目すぎる、一生懸命しているのはわかるが、心配りが足りないと指摘。正規職員にお茶を入れないということのようだ。労基署に相談、少し様子を見たらとの話、そうするしかないのかとの相談です。

万一雇止めの通告を受けた時の対応の仕方を説明し、何かあったら相談することを伝えて終わる。

電気関係の店舗の窓口に派遣。窓口では「研修中」の名札を付けて仕事、時には一人になることもある。早く研修を終わらせたいと思い、店長に意見を述べる。店長は意見を言われたことが不満で、マニュアル通りにやれという。さらに意見を述べると、「お前はいらぬ」と言われる。派遣元担当は、言われたとおりに黙って働けばいいという。さらに主張すると営業妨害をするのかといい、辞めさせられる。派遣労働者が、意見を言うことはできないのかというのが相談。

事例から見えることは、派遣先の企業は、派遣労働者の持つ技術や能力に期待しているのではなく、頭数としか見ていないこと。仕事を一生懸命するというのではなく、企業に都合よく働く人を求めているのであって、「良い仕事」をすることは求めていないということ。派遣元は、派遣先の従属状態にあり、派遣する労働者を守ろうとする姿勢がないことなどがわかります。派遣元の実態は、派遣元から金をもらい単に人を派遣する商売になっていることがわかります。【中林】